

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
（文部科学大臣決定）に基づく国際大学研究費関連規程への補完について

2016年4月20日
国際大学長
（最高管理責任者）

「国際大学における研究費の適正管理に関する規程」他、研究費に係る諸規程等を補完し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）への対応に必要な事項について次のとおり定める。

I. 換金性の高い物品の管理に関する基準

1. 公的研究費で購入した10万円未満の換金性の高い物品を適切に管理するため、必要な事項を定める。ただし、固定資産として管理対象となっている物品についてはこの基準による取扱いの対象としない。
2. この基準において、管理対象となる物品を以下に定める。
 - (1) パソコン
 - (2) タブレット型コンピュータ
 - (3) デジタルカメラ
 - (4) ビデオカメラ
 - (5) テレビ・録画機器
3. 管理対象となる公的研究費について、以下に定める。
 - (1) 科学研究費助成事業
 - (2) 省庁、省庁所轄の独立行政法人の受託研究費
 - (3) 上記に定めるもののほか、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金
4. 購入した物品の管理については、物品を購入した研究者が行うものとする。
5. 換金性の高い物品の管理方法について以下に定める。
 - (1) 10万円未満の換金性の高い管理対象物品の検収時に当該研究費のシールを貼付する。
 - (2) 定期的に研究費管理事務部署が物品の確認を行う。この際転売リスクを考慮し、直近2年間で購入した第2条に定める物品を重点的に確認するものとする。
6. 管理部署での確認時に、現物確認ができない場合、管理者に説明を求め、不適切な管理が判明した場合には、内部監査担当者に報告するとともに、内容により不正防止計画の見直しを検討する。

Ⅱ. 研究費の取扱にかかわる不正の発生要因

本学における公的研究費の管理運営において、可能性のある不正の発生要因を以下のとおり整理・評価し、不正防止計画に反映する。

不正の発生要因	防止施策
不正に当たる行為についての研究者の理解不足等によって、ルールの誤解や拡大解釈等が生じ、不正行為が発生するリスク	・ 明確な使用ルールの作成 ・ 使用ルールの周知 ・ 研究倫理教育の実施
不正行為に対する重大性についての認識不足によって研究者が不正行為を行ってしまうリスク	・ 研究倫理教育の実施・受講管理 ・ 誓約書の提出
具体的な不正防止対策の不足によって、関係者の不正防止に対する日常的な意識づけや、牽制効果が発揮されないことで、不正が発生するリスク	・ 組織的な不正防止計画の策定・周知・実施
内部監査の不足によって、関係者の不正防止に対する日常的な意識づけや、牽制効果が発揮されないことで、不正が発生するリスク	・ 監査計画の策定・周知・実施

Ⅲ 不正な取引に関与した業者への処分方針

1. 処分の方針

不正な取引に関与した業者への処分は、以下の事項を勘案し、最高管理責任者が決定する。

1) 業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した場合の措置

業者が研究者に持ちかけて行われる研究費等の不正使用、研究設備等の競争入札において行われる入札妨害又は談合等、業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、行われた事象の程度、組織としての関与の度合いを勘案し、1年以上の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

2) 本学の研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、業者が従た

る当事者である場合の措置

研究者が業者に発注の見返りに反対給付を要求するなど、研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、業者がそれに加担した等の事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、その内容に応じ、1年以下の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

2. 方針の周知

「国際大学研究関係の物品調達に関する取扱要領」第10条による見積り合わせを行う業者に対し、方針を周知する。

3. 業者に提出を求める誓約書等について

「国際大学研究関係の物品調達に関する取扱要領」第10条による見積り合わせを行う業者に対し、誓約書等を求める。

IV 特殊な役務の検収

「公的研究費の管理・監査のガイドライン」において定められている特殊な役務の検収方法については、次のとおりとする。

1. データベース・プログラム・デジタルコンテンツの作成
2. 機器の保守・点検

1. データベース・プログラム・デジタルコンテンツの作成

- 1) 検収担当者により、以下の書類の整合性の確認をもって検収完了とする。

(ア)依頼者の要件定義書

(イ)受託者の仕様書及び作業工程表

(ウ)契約書

(エ)成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類

- 2) 請負額が100万円以上の特殊な役務については、発注者以外の知識を有する者が上記1)の書類等について確認し、検収を行う。

2. 機器の保守・点検

検収担当者が立会いにより現場確認を行う。

諸規程を補完する本件内容については、文部科学省ガイドライン・科学研究費取扱規程等の改訂などに際し随時見直しを行い、不正防止計画等へ反映させる。